＜別紙＞

貸付条件の変更等の実施状況
（平成 26 年 3 月末基準）
の半期報告・開示等について

平成２６年５月７日

株式会社琉球銀行

貸付条件の変更等の実施状況

(1)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9,263	44,656	78,422	113,505	137,089	167,477	197,851	234,666	259,902	287,501	309,725	333,719	361,107	386,177	413,130	431,896	449,231	466,943
うち、実行に係る貸付債権の額	4,818	31,569	62,060	91,893	119,714	146,485	172,151	201,104	232,423	253,050	274,848	300,084	324,766	348,580	374,255	394,569	410,725	427,581
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1,005	4,195	6,778	8,589	10,530	12,745	13,688	17,507	18,422	20,342	22,749	23,208	24,260	24,973	25,887	26,259	26,743
うち、審査中の貸付債権の額	4,444	11,348	10,309	12,195	5,393	6,084	7,926	14,258	3,433	8,779	6,696	2,803	4,738	4,609	4,824	2,009	2,693	2,745
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	733	1,856	2,638	3,391	4,376	5,029	5,614	6,537	7,249	7,837	8,083	8,394	8,727	9,077	9,429	9,553	9,873

(2 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	339	1,403	2,457	3,462	4,404	5,465	6,469	7,495	8,398	9,304	10,107	10,943	11,794	12,621	13,391	14,109	14,771	15,466
うち、実行に係る貸付債権の数	190	1,036	1,978	2,948	3,786	4,748	5,591	6,609	7,411	8,250	8,945	9,773	10,518	11,323	12,022	12,768	13,407	14,066
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	31	89	156	232	297	351	407	473	509	565	627	658	700	726	762	781	791
うち、審査中の貸付債権の数	149	298	311	229	231	243	308	215	222	217	241	168	221	180	198	111	94	113
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	38	79	129	155	177	219	264	292	328	356	375	397	418	445	468	489	496

(3)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,081	3,953	5,921	8,236	9,906	12,440	14,209	16,170	17,483	19,844	21,278	22,853	24,307	25,834	27,046	28,277	29,351	30,520
うち、実行に係る貸付債権の額	0	2,260	3,426	5,342	6,165	8,057	9,423	10,882	11,673	13,378	14,232	15,432	16,062	17,154	18,027	18,961	19,867	20,753
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	296	689	1,125	1,522	2,041	2,538	2,901	3,269	3,704	4,143	4,492	4,831	5,386	5,737	5,959	6,172	6,488
うち、審査中の貸付債権の額	1,054	1,035	1,150	952	1,181	1,087	834	768	831	840	731	673	1,003	675	567	536	491	372
うち、取下げに係る貸付債権の額	27	361	655	815	1,036	1,254	1,413	1,617	1,708	1,920	2,170	2,253	2,409	2,617	2,714	2,819	2,819	2,906

(4)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末	平成24年12月末	平成25年3月末	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	72	273	405	577	701	867	989	1,125	1,219	1,370	1,460	1,559	1,655	1,749	1,828	1,915	1,977	2,047
うち、実行に係る貸付債権の数	0	158	238	372	436	552	635	744	801	911	963	1,041	1,087	1,151	1,205	1,271	1,320	1,373
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	18	45	77	112	154	189	214	238	271	296	318	339	372	400	412	430	449
うち、審査中の貸付債権の数	71	68	76	70	78	73	64	51	54	49	49	39	61	45	37	36	31	23
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	29	46	58	75	88	101	116	126	139	152	161	168	181	186	196	196	202

１．　金融円滑化に関する基本方針

当行は「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」を経営理念として掲げ営業活動を行っており、お客さまへの円滑な資金供給など金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の発展に貢献していくことが地域金融機関の使命であると考えております。

こうした認識に立ち、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を３本の柱として地域密着型金融の推進にあたってまいりました。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」は平成 25 年 3 月末日に終了しましたが、当行では引続きお客さまのニーズにお応えし、地域における円滑な資金供給の役割を果たしてまいります。また、お客さまの経営相談や経営サポートを通じて、お客さまの経営改善に向けた取り組みを最大限支援してまいります。

(1)　中小企業のお客さま・住宅ローンをご利用のお客さまへ

① お客さまからの新規お借入れや借入れ条件の変更等のご相談に対しては、ご要望を真摯におうかがいし、適切かつ迅速に対応してまいります。

② 借入れ条件は、できる限り迅速にご提示し、丁寧にご説明いたします。

③ 過去に借入れ条件の変更をしたことがある、ご返済が滞っているという形式的な事象だけでご融資や借入れ条件の変更に関する判断を行うのではなく、お客さまの現状を踏まえ適切に審査してまいります。

④ 借入れ条件の変更等に際し、お客さまが当行以外の金融機関からも借入れがある場合には、お客さまの同意に基づき他の金融機関と連携してご返済の負担を軽減するよう努めます。

⑤ お申込にお応えできない場合は、できる限り迅速にお客さまにお伝えの上、その理由についてご納得いただけるようご説明いたします。

⑥ お客さまのお申込みの内容ならびにご相談経緯について、記録・保管してまいります。

⑦ お客さまからの苦情相談等を受けた場合は真摯に受け止め、迅速かつ公正に対応いたします。また、苦情相談等の事例を金融円滑化推進委員会に報告し、銀行全体で問題を共有のうえ、金融円滑化に対する取り組みを改善してまいります。

(2)　中小企業のお客さまへ

① お客さまのご要望に応じて、経営改善支援部署（企業支援部）において、お客さまの経営改善計画策定を支援するとともに、継続的な進捗確認を行ってまいります。

② お客さまのご要望に応じて、コンサルティング部署（コンサルティング営業部）において、ビジネスマッチング・ライフサイクルに応じた支援等（事業承継・企業価値向上）のコンサルティング業務を積極的に行ってまいります。

③ 信用保証協会、地域経済活性化支援機構、事業再生ＡＤＲ解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関をご活用される場合、当行も当該機関と連携し積極的に支援してまいります。

④ お客さまの事業価値を適切に見極め、改善・再生策を提言できる人材を育成してまいります。

⑤ 当行は、個人保証に関し、平成 25 年 12 月 5 日に公表された「経営保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分踏まえた適切な対応を行うことにより、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくよう努めてまいります。

(3) 住宅ローンをご利用のお客さまへ

① 住宅ローンをご利用されているお客さまの借入れ条件の変更等につきましては、お客さまの財産の状況、収入の状況を勘案の上、無理なくご返済がいただけるよう、迅速かつ丁寧にご相談に応じてまいります。

② 沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構など、他の金融機関についても併せてご利用いただいているお客さまにつきましては、お客さまのご同意をいただいた上で他の金融機関と連携し、無理なくご返済がいただけるよう、迅速かつ丁寧にご相談に応じてまいります。

２．借入れ条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

借入れ条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するため、以下のとおり金融円滑化に関する取組体制を整備しました。

(1) 金融の円滑化に対する組織的な対応を図るために、取締役会で「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を定めるとともに全役職員に周知し、地域金融機関として金融仲介機能を発揮してまいります。

(2) 「金融円滑化管理規程」に基づき、審査部担当役員を「金融円滑化担当役員」、審査部長を「金融円滑化管理責任者」と定め、体制の整備・改善に努めてまいります。

(3) 「金融円滑化管理規程」に基づき、本店営業部・営業店に「金融円滑化相談責任者（本店営業部長・支店長)」・「金融円滑化相談担当者（本店営業部融資担当次課長・融資担当副支店長・副長)」を、ローンセンター・ローンサポートグループに「金融円滑化相談担当者（ローンセンター長・ローンサポートグループ長)」をそれぞれ配置し、借入れ条件の変更等のお申込みを記録・保管し、進捗状況を管理してまいります。

(4) 「金融円滑化相談責任者」は、定期的に条件変更等のお申込み記録・進捗状況について「金融円滑化統括部署（審査部)」に報告いたします。

(5) 取締役会は金融円滑化管理の運営状況について「成長力サポート部会規程」に基づき四半期ごとに報告をさせ、監査部監査報告等を踏まえ金融円滑化管理態勢に問題点等があると判断した場合、金融円滑化担当役員および金融円滑化管理責任者に改善を指示いたします。

３．借入れ条件の変更に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

借入れ条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うため、以下のとおり苦情相談体制を整備しました。

(1) お客さまからの苦情相談等に関しましては、本店営業部・営業店では「金融円滑化相談責任者（本店営業部長・支店長)」・「金融円滑化相談担当者（本店営業部融資担当次課

長・融資担当副支店長・副長)」が、ローンセンター・ローンサポートグループでは「金融円滑化相談担当者（ローンセンター長・ローンサポートグループ長)」が承り、問題の解決にあたるとともに、その内容を記録・保管の上、「苦情関連統括部署（リスク統括部お客様相談室)」に報告いたします。

(2) 金融円滑化に関する苦情相談等の本部受付窓口をリスク統括部お客様相談室といたします。お客様相談室は関係各部店と連携し、相談・苦情等の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

(3) リスク統括部お客様相談室は、金融円滑化に関する苦情相談等を記録・保管の上、「成長力サポート部会」に報告いたします。

(4) 当該苦情相談等が金融円滑化管理態勢に起因している場合、関連部署と連携の上、金融円滑化に係る苦情相談等の状況を確認し、必要な改善を検討・実施してまいります。

(5) 取締役会は定期的に「成長力サポート部会」、監査部の監査報告、監査役の監査意見から金融円滑化に関する苦情相談等の報告を受け、必要に応じて金融円滑化の取組体制の改善を指示いたします。

４．借入れ中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

お客さまと真のリレーションシップを築くために、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営全般を支援してまいります。

(1) 事業改善支援の専門部署である企業支援部において、お客さまの経営改善計画策定を支援する体制を整えております。お客さまのご同意をいただければ、営業店とともに、経営改善計画策定を支援させていただくとともに、継続的な進捗確認を行ってまいります。

(2) お客さまのご要望に応じて、コンサルティング部署であるコンサルティング営業部において、ビジネスマッチングやライフサイクルに応じた支援等（事業承継・企業価値向上）のコンサルティング業務を積極的に行ってまいります。

(3) 保証協会、地域経済活性化支援機構、事業再生ＡＤＲ解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関をご活用される場合、当行も当該機関と連携し積極的に支援してまいります。

(4) 「成長力サポート部会」において、中小企業者の事業についての改善または再生のための支援の状況を確認し、必要な改善を検討・実施してまいります。

(5) 取締役会は定期的に「成長力サポート部会」から中小企業者の事業についての改善または再生のための支援の状況について報告を受け、必要に応じて金融円滑化の取組体制の改善を指示いたします。